



福岡県医発第140号(地)

平成21年4月13日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

医療法人の附帯業務の拡大について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局長より日本医師会を通じて別紙のとおり周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

今般、児童福祉法等の一部を改正する法律により第二種社会福祉事業に新たな事業が位置付けられたこと等を踏まえ、「厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件」が平成21年3月13日に告示され、本年4月1日から適用されることとされたこと、構造改革特区第13次提案において医療法人による日中一時支援事業の実施を可能とするよう要望があったこと等を踏まえ、平成19年3月30日付け医政発第0330053号厚生労働省医政局長通知の別表の一部が改正され、本年4月1日より適用されることとなりました。

改正内容としては、社会福祉事業では、厚生労働省告示により第二種社会福祉事業に「乳児家庭全戸訪問事業」等が追加され、また、保健衛生に関する業務では、厚生労働省通知により「乳幼児健康支援一時預かり事業」が「病児・病後児保育事業」に変更されるとともに、障害者自立支援法に規定する地域生活支援事業として実施する「日中一時支援事業」、訪問看護ステーションによる「介護予防居宅療養管理指導」が追加されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会内の医療法人への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、新たに追加された業務を医療法人が行う場合は、定款等の変更が必要となりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉



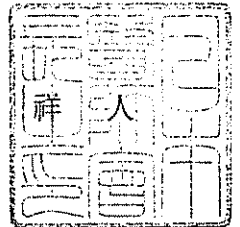
日医発第 29 号 (地 I 6)

平成 21 年 4 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤



医療法人の附帯業務の拡大について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等宛に「医療法人の附帯業務の拡大について」の通知が発出されるとともに、本会に対しても協力方依頼がありました。

本件は、医療法人の附帯業務を拡大するものであり、社会福祉事業では、厚生労働省告示により、「乳児家庭全戸訪問事業」等が追加されております。また、保健衛生に関する業務では、厚生労働省通知改正により、障害者自立支援法に基づく「日中一時支援事業」、訪問看護ステーションによる「介護予防居宅療養管理指導」が追加されるとともに、「乳幼児健康支援一時預かり事業」が「病児・病後児保育事業」に変更されております。新たに追加された業務を医療法人が行う場合にあっては、定款等の変更が必要になります。

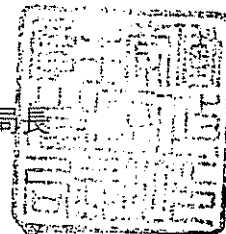
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下医療法人への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。



医政発第0331008号
平成21年3月31日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



医療法人の附帯業務の拡大について

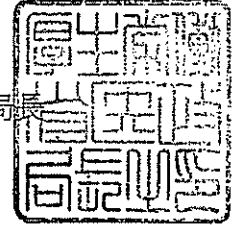
標記について、別添のとおり各都道府県知事及び各地方厚生局長あて通知しましたので、御了知願います。

医政発第0331001号
平成21年3月31日

各都道府県知事
各地方厚生局長

} 殿

厚生労働省医政局長



医療法人の附帯業務の拡大について

医療法人の附帯業務については、医療法（昭和23年法律第205号）第42条の規定により、医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）の定めるところにより、同条各号に掲げる業務の全部又は一部を行うことができることとされ、同条第7号の規定に基づき、「厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業」（平成10年厚生省告示第15号）が定められているところである。また、医療法人の附帯業務の具体的な内容については、「医療法人の附帯業務について」（平成19年3月31日付け医政発第0330053号。以下「通知」という。）の別表に取りまとめているところである。

今般、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）により第二種社会福祉事業に新たな事業が位置付けられたこと等を踏まえ、「厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件」（平成21年厚生労働省告示第62号）が平成21年3月13日に告示され、同年4月1日から適用されることとされたこと、構造改革特区第13次提案において医療法人による日中一時支援事業の実施を可能とするよう要望があったこと等を踏まえ、通知の別表の一部を改正し、平成21年4月1日から適用することとした。

貴職におかれては、下記の改正の内容及び留意事項について、御了知の上、貴管内の医療法人等に対する周知方を願います。

記

第1 改正の内容

通知の別表の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

第2 留意事項

新たに追加された業務を医療法人が行う場合にあっては、定款等の変更が必要であるが、定款等の変更の申請の際には、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第32条第3項に規定する書類を申請書に添付すること。

なお、各個別法で定められた所定の手続については、定款等の変更の認可後に行うこと。ただし、これらの手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い定款等の変更の認可日が後れることはやむを得ないこと。

(別 添)

○「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日医政発第0330053号)の別表

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
第6号 保健衛生に関する業務 ・ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。 ①～⑥ (略) ⑦ <u>病児・病後児保育事業(地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの。)</u> ⑧～⑮ (略) ⑯ <u>障害者自立支援法第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中一時支援事業(地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの。)</u>	第6号 保健衛生に関する業務 ・ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。 ①～⑥ (略) ⑦ <u>乳幼児健康支援一時預かり事業(地方公共団体の委託を受けて実施するもの。)</u> ⑧～⑮ (略)

改正後

〇社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け

「医療法人」欄の説明……「〇」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象

「区分」欄の説明……「本支」とは本事業部、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「特設」とは保健衛生に関する条例、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等	医療法人	区 分	備 考
第一種社会福祉事業		(略)				
第二種社会福祉事業	児童福祉法	(略)				
		児童自立生活援助事業		○	告示	
		放課後児童健全育成事業		○	告示	
		子育て短期支援事業		○	告示	
		乳児家庭全戸訪問事業		○	告示	
		子育て支援訪問事業		○	告示	
		地域子育て支援拠点事業		○	告示	
		一時預かり事業		○	告示	
		小規模住居型児童養育事業		○	告示	
		助産施設		○	告示	
		保育所		○	告示	
		児童厚生施設		○	告示	
		児童家庭支援センター		○	告示	
		児童の福祉増進相談事業		○	告示	
		(略)				

改正前

〇社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け

「医療法人」欄の説明……「〇」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象

「区分」欄の説明……「本支」とは本事業部、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「特設」とは保健衛生に関する条例、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等	医療法人	区 分	備 考
第一種社会福祉事業		(略)				
第二種社会福祉事業	児童福祉法	(略)				
		児童自立生活援助事業		○	告示	
		放課後児童健全育成事業		○	告示	
		子育て短期支援事業		○	告示	
		助産施設		○	告示	
		保育所		○	告示	
		児童厚生施設		○	告示	
		児童家庭支援センター				
		児童の福祉増進相談事業		○	告示	
		(略)				

改正後

改正前

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分」欄の説明…「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

※「区分」欄の説明…「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉事業法

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法	区 分	備 考	
社会福祉事業法		居宅サービス事業	訪問入浴介護	保健		
			訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)			
			訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来		
			訪問リハビリテーション			
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)	保健		
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)			
			通所リハビリテーション	本来		
			短期入所療養介護			
			特定施設入居者生活介護(注)	保健		
			福祉用具貸与			
			特定福祉用具販売	保健		
			居宅介護支援事業			保健
			介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護		保健
				介護予防訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)		
		介護予防訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)		本来		
		介護予防訪問リハビリテーション				
		介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)		保健		
		介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)				
		介護予防通所リハビリテーション		本来		
		介護予防短期入所療養介護				
		介護予防特定施設入居者生活介護(注)		保健		
		介護予防福祉用具貸与				
		特定介護予防福祉用具販売		保健		
					(略)	

※「地方自治法」第117条第1項第1号、第118条第1項第1号、第119条第1項第1号、第120条第1項第1号、第121条第1項第1号、第122条第1項第1号、第123条第1項第1号、第124条第1項第1号、第125条第1項第1号、第126条第1項第1号、第127条第1項第1号、第128条第1項第1号、第129条第1項第1号、第130条第1項第1号、第131条第1項第1号、第132条第1項第1号、第133条第1項第1号、第134条第1項第1号、第135条第1項第1号、第136条第1項第1号、第137条第1項第1号、第138条第1項第1号、第139条第1項第1号、第140条第1項第1号、第141条第1項第1号、第142条第1項第1号、第143条第1項第1号、第144条第1項第1号、第145条第1項第1号、第146条第1項第1号、第147条第1項第1号、第148条第1項第1号、第149条第1項第1号、第150条第1項第1号、第151条第1項第1号、第152条第1項第1号、第153条第1項第1号、第154条第1項第1号、第155条第1項第1号、第156条第1項第1号、第157条第1項第1号、第158条第1項第1号、第159条第1項第1号、第160条第1項第1号、第161条第1項第1号、第162条第1項第1号、第163条第1項第1号、第164条第1項第1号、第165条第1項第1号、第166条第1項第1号、第167条第1項第1号、第168条第1項第1号、第169条第1項第1号、第170条第1項第1号、第171条第1項第1号、第172条第1項第1号、第173条第1項第1号、第174条第1項第1号、第175条第1項第1号、第176条第1項第1号、第177条第1項第1号、第178条第1項第1号、第179条第1項第1号、第180条第1項第1号、第181条第1項第1号、第182条第1項第1号、第183条第1項第1号、第184条第1項第1号、第185条第1項第1号、第186条第1項第1号、第187条第1項第1号、第188条第1項第1号、第189条第1項第1号、第190条第1項第1号、第191条第1項第1号、第192条第1項第1号、第193条第1項第1号、第194条第1項第1号、第195条第1項第1号、第196条第1項第1号、第197条第1項第1号、第198条第1項第1号、第199条第1項第1号、第200条第1項第1号、第201条第1項第1号、第202条第1項第1号、第203条第1項第1号、第204条第1項第1号、第205条第1項第1号、第206条第1項第1号、第207条第1項第1号、第208条第1項第1号、第209条第1項第1号、第210条第1項第1号、第211条第1項第1号、第212条第1項第1号、第213条第1項第1号、第214条第1項第1号、第215条第1項第1号、第216条第1項第1号、第217条第1項第1号、第218条第1項第1号、第219条第1項第1号、第220条第1項第1号、第221条第1項第1号、第222条第1項第1号、第223条第1項第1号、第224条第1項第1号、第225条第1項第1号、第226条第1項第1号、第227条第1項第1号、第228条第1項第1号、第229条第1項第1号、第230条第1項第1号、第231条第1項第1号、第232条第1項第1号、第233条第1項第1号、第234条第1項第1号、第235条第1項第1号、第236条第1項第1号、第237条第1項第1号、第238条第1項第1号、第239条第1項第1号、第240条第1項第1号、第241条第1項第1号、第242条第1項第1号、第243条第1項第1号、第244条第1項第1号、第245条第1項第1号、第246条第1項第1号、第247条第1項第1号、第248条第1項第1号、第249条第1項第1号、第250条第1項第1号、第251条第1項第1号、第252条第1項第1号、第253条第1項第1号、第254条第1項第1号、第255条第1項第1号、第256条第1項第1号、第257条第1項第1号、第258条第1項第1号、第259条第1項第1号、第260条第1項第1号、第261条第1項第1号、第262条第1項第1号、第263条第1項第1号、第264条第1項第1号、第265条第1項第1号、第266条第1項第1号、第267条第1項第1号、第268条第1項第1号、第269条第1項第1号、第270条第1項第1号、第271条第1項第1号、第272条第1項第1号、第273条第1項第1号、第274条第1項第1号、第275条第1項第1号、第276条第1項第1号、第277条第1項第1号、第278条第1項第1号、第279条第1項第1号、第280条第1項第1号、第281条第1項第1号、第282条第1項第1号、第283条第1項第1号、第284条第1項第1号、第285条第1項第1号、第286条第1項第1号、第287条第1項第1号、第288条第1項第1号、第289条第1項第1号、第290条第1項第1号、第291条第1項第1号、第292条第1項第1号、第293条第1項第1号、第294条第1項第1号、第295条第1項第1号、第296条第1項第1号、第297条第1項第1号、第298条第1項第1号、第299条第1項第1号、第300条第1項第1号、第301条第1項第1号、第302条第1項第1号、第303条第1項第1号、第304条第1項第1号、第305条第1項第1号、第306条第1項第1号、第307条第1項第1号、第308条第1項第1号、第309条第1項第1号、第310条第1項第1号、第311条第1項第1号、第312条第1項第1号、第313条第1項第1号、第314条第1項第1号、第315条第1項第1号、第316条第1項第1号、第317条第1項第1号、第318条第1項第1号、第319条第1項第1号、第320条第1項第1号、第321条第1項第1号、第322条第1項第1号、第323条第1項第1号、第324条第1項第1号、第325条第1項第1号、第326条第1項第1号、第327条第1項第1号、第328条第1項第1号、第329条第1項第1号、第330条第1項第1号、第331条第1項第1号、第332条第1項第1号、第333条第1項第1号、第334条第1項第1号、第335条第1項第1号、第336条第1項第1号、第337条第1項第1号、第338条第1項第1号、第339条第1項第1号、第340条第1項第1号、第341条第1項第1号、第342条第1項第1号、第343条第1項第1号、第344条第1項第1号、第345条第1項第1号、第346条第1項第1号、第347条第1項第1号、第348条第1項第1号、第349条第1項第1号、第350条第1項第1号、第351条第1項第1号、第352条第1項第1号、第353条第1項第1号、第354条第1項第1号、第355条第1項第1号、第356条第1項第1号、第357条第1項第1号、第358条第1項第1号、第359条第1項第1号、第360条第1項第1号、第361条第1項第1号、第362条第1項第1号、第363条第1項第1号、第364条第1項第1号、第365条第1項第1号、第366条第1項第1号、第367条第1項第1号、第368条第1項第1号、第369条第1項第1号、第370条第1項第1号、第371条第1項第1号、第372条第1項第1号、第373条第1項第1号、第374条第1項第1号、第375条第1項第1号、第376条第1項第1号、第377条第1項第1号、第378条第1項第1号、第379条第1項第1号、第380条第1項第1号、第381条第1項第1号、第382条第1項第1号、第383条第1項第1号、第384条第1項第1号、第385条第1項第1号、第386条第1項第1号、第387条第1項第1号、第388条第1項第1号、第389条第1項第1号、第390条第1項第1号、第391条第1項第1号、第392条第1項第1号、第393条第1項第1号、第394条第1項第1号、第395条第1項第1号、第396条第1項第1号、第397条第1項第1号、第398条第1項第1号、第399条第1項第1号、第400条第1項第1号、第401条第1項第1号、第402条第1項第1号、第403条第1項第1号、第404条第1項第1号、第405条第1項第1号、第406条第1項第1号、第407条第1項第1号、第408条第1項第1号、第409条第1項第1号、第410条第1項第1号、第411条第1項第1号、第412条第1項第1号、第413条第1項第1号、第414条第1項第1号、第415条第1項第1号、第416条第1項第1号、第417条第1項第1号、第418条第1項第1号、第419条第1項第1号、第420条第1項第1号、第421条第1項第1号、第422条第1項第1号、第423条第1項第1号、第424条第1項第1号、第425条第1項第1号、第426条第1項第1号、第427条第1項第1号、第428条第1項第1号、第429条第1項第1号、第430条第1項第1号、第431条第1項第1号、第432条第1項第1号、第433条第1項第1号、第434条第1項第1号、第435条第1項第1号、第436条第1項第1号、第437条第1項第1号、第438条第1項第1号、第439条第1項第1号、第440条第1項第1号、第441条第1項第1号、第442条第1項第1号、第443条第1項第1号、第444条第1項第1号、第445条第1項第1号、第446条第1項第1号、第447条第1項第1号、第448条第1項第1号、第449条第1項第1号、第450条第1項第1号、第451条第1項第1号、第452条第1項第1号、第453条第1項第1号、第454条第1項第1号、第455条第1項第1号、第456条第1項第1号、第457条第1項第1号、第458条第1項第1号、第459条第1項第1号、第460条第1項第1号、第461条第1項第1号、第462条第1項第1号、第463条第1項第1号、第464条第1項第1号、第465条第1項第1号、第466条第1項第1号、第467条第1項第1号、第468条第1項第1号、第469条第1項第1号、第470条第1項第1号、第471条第1項第1号、第472条第1項第1号、第473条第1項第1号、第474条第1項第1号、第475条第1項第1号、第476条第1項第1号、第477条第1項第1号、第478条第1項第1号、第479条第1項第1号、第480条第1項第1号、第481条第1項第1号、第482条第1項第1号、第483条第1項第1号、第484条第1項第1号、第485条第1項第1号、第486条第1項第1号、第487条第1項第1号、第488条第1項第1号、第489条第1項第1号、第490条第1項第1号、第491条第1項第1号、第492条第1項第1号、第493条第1項第1号、第494条第1項第1号、第495条第1項第1号、第496条第1項第1号、第497条第1項第1号、第498条第1項第1号、第499条第1項第1号、第500条第1項第1号、第501条第1項第1号、第502条第1項第1号、第503条第1項第1号、第504条第1項第1号、第505条第1項第1号、第506条第1項第1号、第507条第1項第1号、第508条第1項第1号、第509条第1項第1号、第510条第1項第1号、第511条第1項第1号、第512条第1項第1号、第513条第1項第1号、第514条第1項第1号、第515条第1項第1号、第516条第1項第1号、第517条第1項第1号、第518条第1項第1号、第519条第1項第1号、第520条第1項第1号、第521条第1項第1号、第522条第1項第1号、第523条第1項第1号、第524条第1項第1号、第525条第1項第1号、第526条第1項第1号、第527条第1項第1号、第528条第1項第1号、第529条第1項第1号、第530条第1項第1号、第531条第1項第1号、第532条第1項第1号、第533条第1項第1号、第534条第1項第1号、第535条第1項第1号、第536条第1項第1号、第537条第1項第1号、第538条第1項第1号、第539条第1項第1号、第540条第1項第1号、第541条第1項第1号、第542条第1項第1号、第543条第1項第1号、第544条第1項第1号、第545条第1項第1号、第546条第1項第1号、第547条第1項第1号、第548条第1項第1号、第549条第1項第1号、第550条第1項第1号、第551条第1項第1号、第552条第1項第1号、第553条第1項第1号、第554条第1項第1号、第555条第1項第1号、第556条第1項第1号、第557条第1項第1号、第558条第1項第1号、第559条第1項第1号、第560条第1項第1号、第561条第1項第1号、第562条第1項第1号、第563条第1項第1号、第564条第1項第1号、第565条第1項第1号、第566条第1項第1号、第567条第1項第1号、第568条第1項第1号、第569条第1項第1号、第570条第1項第1号、第571条第1項第1号、第572条第1項第1号、第573条第1項第1号、第574条第1項第1号、第575条第1項第1号、第576条第1項第1号、第577条第1項第1号、第578条第1項第1号、第579条第1項第1号、第580条第1項第1号、第581条第1項第1号、第582条第1項第1号、第583条第1項第1号、第584条第1項第1号、第585条第1項第1号、第586条第1項第1号、第587条第1項第1号、第588条第1項第1号、第589条第1項第1号、第590条第1項第1号、第591条第1項第1号、第592条第1項第1号、第593条第1項第1号、第594条第1項第1号、第595条第1項第1号、第596条第1項第1号、第597条第1項第1号、第598条第1項第1号、第599条第1項第1号、第600条第1項第1号、第601条第1項第1号、第602条第1項第1号、第603条第1項第1号、第604条第1項第1号、第605条第1項第1号、第606条第1項第1号、第607条第1項第1号、第608条第1項第1号、第609条第1項第1号、第610条第1項第1号、第611条第1項第1号、第612条第1項第1号、第613条第1項第1号、第614条第1項第1号、第615条第1項第1号、第616条第1項第1号、第617条第1項第1号、第618条第1項第1号、第619条第1項第1号、第620条第1項第1号、第621条第1項第1号、第622条第1項第1号、第623条第1項第1号、第624条第1項第1号、第625条第1項第1号、第626条第1項第1号、第627条第1項第1号、第628条第1項第1号、第629条第1項第1号、第630条第1項第1号、第631条第1項第1号、第632条第1項第1号、第633条第1項第1号、第634条第1項第1号、第635条第1項第1号、第636条第1項第1号、第637条第1項第1号、第638条第1項第1号、第639条第1項第1号、第640条第1項第1号、第641条第1項第1号、第642条第1項第1号、第643条第1項第1号、第644条第1項第1号、第645条第1項第1号、第646条第1項第1号、第647条第1項第1号、第648条第1項第1号、第649条第1項第1号、第650条第1項第1号、第651条第1項第1号、第652条第1項第1号、第653条第1項第1号、第654条第1項第1号、第655条第1項第1号、第656条第1項第1号、第657条第1項第1号、第658条第1項第1号、第659条第1項第1号、第660条第1項第1号、第661条第1項第1号、第662条第1項第1号、第663条第1項第1号、第664条第1項第1号、第665条第1項第1号、第666条第1項第1号、第667条第1項第1号、第668条第1項第1号、第669条第1項第1号、第670条第1項第1号、第671条第1項第1号、第672条第1項第1号、第673条第1項第1号、第674条第1項第1号、第675条第1項第1号、第676条第1項第1号、第677条第1項第1号、第678条第1項第1号、第679条第1項第1号、第680条第1項第1号、第681条第1項第1号、第682条第1項第1号、第683条第1項第1号、第684条第1項第1号、第685条第1項第1号、第686条第1項第1号、第687条第1項第1号、第688条第1項第1号、第689条第1項第1号、第690条第1項第1号、第691条第1項第1号、第692条第1項第1号、第693条第1項第1号、第694条第1項第1号、第695条第1項第1号、第696条第1項第1号、第697条第1項第1号、第698条第1項第1号、第699条第1項第1号、第700条第1項第1号、第701条第1項第1号、第702条第1項第1号、第703条第1項第1号、第704条第1項第1号、第705条第1項第1号、第706条第1項第1号、第707条第1項第1号、第708条第1項第1号、第709条第1項第1号、第710条第1項第1号、第711条第1項第1号、第712条第1項第1号、第713条第1項第1号、第714条第1項第1号、第715条第1項第1号、第716条第1項第1号、第717条第1項第1号、第718条第1項第1号、第719条第1項第1号、第720条第1項第1号、第721条第1項第1号、第722条第1項第1号、第723条第1項第1号、第724条第1項第1号、第725条第1項第1号、第726条第1項第1号、第727条第1項第1号、第728条第1項第1号、第729条第1項第1号、第730条第1項第1号、第731条第1項第1号、第732条第1項第1号、第733条第1項第1号、第734条第1項第1号、第735条第1項第1号、第736条第1項第1号、第737条第1項第1号、第738条第1項第1号、第739条第1項第1号、第740条第1項第1号、第741条第1項第1号、第742条第1項第1号、第743条第1項第1号、第744条第1項第1号、第745条第1項第1号、第746条第1項第1号、第747条第1項第1号、第748条第1項第1号、第749条第1項第1号、第750条第1項第1号、第751条第1項第1号、第752条第1項第1号、第753条第1項第1号、第754条第1項第1号、第755条第1項第1号、第756条第1項第1号、第757条第1項第1号、第758条第1項第1号、第759条第1項第1号、第760条第1項第1号、第761条第1項第1号、第762条第1項第1号、第763条第1項第1号、第764条第1項第1号、第765条第1項第1号、第766条第1項第1号、第767条第1項第1号、第768条第1項第1号、第769条第1項第1号、第770条第1項第1号、第771条第1項第1号、第772条第1項第1号、第773条第1項第1号、第774条第1項第1号、第775条第1項第1号、第776条第1項第1号、第777条第1項第1号、第778条第1項第1号、第779条第1項第1号、第780条第1項第1号、第781条第1項第1号、第782条第1項第1号、第783条第1項第1号、第784条第1項第1号、第785条第1項第1号、第786条第1項第1号、第787条第1項第1号、第788条第1項第1号、第789条第1項第1号、第790条第1項第1号、第791条第1項第1号、第792条第1項第1号、第793条第1項第1号、第794条第1項第1号、第795条第1項第1号、第796条第1項第1号、第797条第1項第1号、第798条第1項第1号、第799条第1項第1号、第800条第1項第1号、第801条第1項第1号、第802条第1項第1号、第803条第1項第1号、第804条第1項第1号、第805条第1項第1号、第806条第1項第1号、第807条第1項第1号、第808条第1項第1号、第809条第1項第1号、第810条第1項第1号、第811条第1項第1号、第812条第1項第1号、第813条第1項第1号、第814条第1項第1号、第815条第1項第1号、第816条第1項第1号、第817条第1項第1号、第818条第1項第1号、第819条第1項第1号、第820条第1項第1号、第821条第1項第1号、第822条第1項第1号、第823条第1項第1号、第824条第1項第1号、第825条第1項第1号、第826条第1項第1号、第827条第1項第1号、第828条第1項第1号、第829条第1項第1号、第830条第1項第1号、第831条第1項第1号、第832条第1項第1号、第833条第1項第1号、第834条第1項第1号、第835条第1項第1号、第836条第1項第1号、第837条第1項第1号、第838条第1項第1号、第839条第1項第1号、第840条第1項第1号、第841条第1項第1号、第842条第1項第1号、第843条第1項第1号、第844条第1項第1号、第845条第1項第1号、第846条第1項第1号、第847条第1項第1号、第848条第1項第1号、第849条第1項第1号、第850条第1項第1号、第851条第1項第1号、第852条第1項第1号、第853条第1項第1号、第854条第1項第1号、第855条第1項第1号、第856条第1項第1号、第857条第1項第1号、第858条第1項第1号、第859条第1項第1号、第860条第1項第1号、第861条第1項第1号、第862条第1項第1号、第863条第1項第1号、第864条第1項第1号、第865条第1項第1号、第866条第1項第1号、第867条第1項第1号、第868条第1項第1号、第869条第1項第1号、第870条第1項第1号、第871条第1項第1号、第872条第1項第1号、第873条第1項第1号、第874条第1項第1号、第875条第1項第1号、第876条第1項第1号、第877条第1項第1号、第878条第1項第1号、第879条第1項第1号、第880条第1項第1号、第881条第1項第1号、第882条第1項第1号、第883条第1項第1号、第884条第1項第1号、第885条第1項第1号、第886条第1項第1号、第887条第1項第1号、第888条第1項第1号、第889条第1項第1号、第890条第1項第1号、第891条第1項第1号、第892条第1項第1号、第893条第1項第1号、第894条第1項第1号、第895条第1項第1号、第896条第1項第1号、第897条第1項第1号、第898条第1項第1号、第899条第1項第1号、第900条第1項第1号、第901条第1項第1号、第902条第1項第1号、第903条第1項第1号、第904条第1項第1号、第905条第1項第1号、第906条第1項第1号、第907条第1項第1号、第908条第1項第1号、第909条第1項第1号、第910条第1項第1号、第911条第1項第1号、第912条第1項第1号、第913条第1項第1号、第914条第1項第1号、第915条第1項第1号、第916条第1項第1号、第917条第1項第1号、第918条第1項第1号、第919条第1項第1号、第920条第1項第1号、第921条第1項第1号、第922条第1項第1号、第923条第1項第1号、第924条第1項第1号、第925条第1項第1号、第926条第1項第1号、第927条第1項第1号、第928条第1項第1号、第929条第1項第1号、第930条第1項第1号、第931条第1項第1号、第932条第1項第1号、第933条第1項第1号、第934条第1項第1号、第935条第1項第1号、第936条第1項第1号、第937条第1項第1号、第938条第1項第1号、第939条第1項第1号、第940条第1項第1号、第941条第1項第1号、第942条第1項第1号、第943条第1項第1号、第944条第1項第1号、第945条第1項第1号、第946条第1項第1号、第947条第1項第1号、第948条第1項第1号、第949条第1項第1号、第950条第1項第1号、第951条第1項第1号、第952条第1項第1号、第953条第1項第1号、第954条第1項第1号、第955条第1項第1号、第956条第1項第1号、第957条第1項第1号、第958条第1項第1号、第959条第1項第1号、第960条第1項第1号、第961条第1項第1号、第962条第1項第1号、第963条第1項第1号、第964条第1項第1号、第965条第1項第1号、第966条第1項第1号、第967条第1項第1号、第968条第1項第1号、第969条第1項第1号、第970条第1項第1号、第971条第1項第1号、第972条第1項第1号、第973条第1項第1号、第974条第1項第1号、第975条第1項第1号、第976条第1項第1号、第977条第1項第1号、第978条第1項第1号、第979条第1項第1号、第980条第1項第1号、第981条第1項第1号、第982条第1項第1号、第983条第1項第1号、第984条第1項第1号、第985条第1項第1号、第986条第1項第1号、第987条第1項第1号、第988条第1項第1号、第989条第1項第1号、第990条第1項第1号、第991条第1項第1号、第992条第1項第1号、第993条第1項第1号、第994条第1項第1号、第995条第1項第1号、第996条第1項第1号、第997条第1項第1号、第998条第1項第1号、第999条第1項第1号、第1000条第1項第1号、第1001条第1項第1号、第1002条第1項第1号、第1003条第1項第1号、第1004条第1項第1号、第1005条第1項第1号、第1006条第1項第1号、第1007条第1項第1号、第1008条第1項第1号、第1009条第1項第1号、第1010条第1項第1号、第1011条第1項第1号、第1012条第1項第1号、第1013条第1項第1号、第1014条第1項第1号、第1015条第1項第1号、第1016条第1項第1号、第1017条第1項第1号、第1018条第1項第1号、第1019条第1項第1号、第1020条第1項第1号、第1021条第1項第1号、第1022条第1項第1号、第1023条第1項第1号、第1024条第1項第1号、第1025条第1項第1号、第1026条第1項第1号、第1027条第1項第1号、第1028条第1項第1号、第1029条第1項第1号、第1030条第1項第1号、第1031条第1項第1号、第1032条第1項第1号、第1033条第1項第1号、第1034条第1項第1号、第1035条第1項第1号、第1036条第1項第1号、第1037条第1項第1号、第1038条第1項第1号、第1039条第1項第1号、第1040条第1項第1号、第1041条第1項第1号、第1042条第1項第1号、第1043条第1項第1号、第1044条第1項第1号、第1045条第1項第1号、第1046条第1項第1号、第1047条第1項第1号、第1048条第1項第1号、第1049条第1項第1号、第1050条第1項第1号、第1051条第1項第1号、第1052条第1項第1号、第1053条第1項第1号、第1054条第1項第1号、第1055条第1項第1号、第1056条第1項第1号、第1057条第1項第1号、第1058条第1項第1号、第1059条第1項第1号、第1060条第1項第1号、第1061条第1項第1号、第1062条第1項第1号、第1063条第1項第1号、第1064条第1項第1号、第1065条第1項第1号、第1066条第1項第1号、第1067条第1項第1号、第1068条第1項第1号、第1069条第1項第1号、第1070条第1項第1号、第1071条第1項第1号、第1072条第1項第1号、第1073条第1項第1号、第1074条第1項第1号、第1075条第1項第1号、第1076条第1項第1号、第1077条第1項第1号、第1078条第1項第1号、第1079条第1項第1号、第1080条第1項第1号、第1081条第1項第1号、第1082条第1項第1号、第1083条第1項第1号、第1084条第1項第1号、第1085条第1項第1号、第1086条第1項第1号、第1087条第1項第1号、第1088条第1項第1号、第1089条第1項第1号、第1090条第1項第1号、第1091条第1項第1号、第1092条第1項第1号、第1093条第1項第1号、第1094条第1項第1号、第1095条第1項第1号、第1096条第1項第1号、第1097条第1項第1号、第1098条第1項第1号、第1099条第1項第1号、第1100条第1項第1号、第1101条第1項第1号、第1102条第1項第1号、第1103条第1項第1号、第1104条第1項第1号、第1105条第1項第1号、第1106条第1項第1号、第1107条第1項第1号、第1108条第1項第1号、第1109条第1項第1号、第1110条第1項第1号、第1111条第1項第1号、第1112条第1項第1号、第1113条第1項第1号、第1114条第1項第1号、第1115条第1項第1号、第1116条第1項第1号、第1117条第1項第1号、第1118条第1項第1号、第1119条第1項第1号、第1120条第1項第1号、第1121条第1項第1号、第1122条第1項第1号、第1123条第1項第1号、第1124条第1項第1号、第1125条第1項第1号、第1126条第1項第1号、第1127条第1項第1号、第1128条第1項第1号、第1129条第1項第1号、第1130条第1項第1号、第1131条第1項第1号、第1132条第1項第1号、第1133条第1項第1号、第1134条第1項第1号、第1

○厚生労働省告示第六十二号

医療法（昭和二十三年法律第百五号）第四十二條第七号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成十年厚生省告示第十五号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 舩添 要一

第一項第二号口中「又は子育て短期支援事業」を「子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業」に、「又は児童厚生施設」を「児童厚生施設又は児童家庭支援センター」に改める。

(参考)

【改正後全文】

医政発第0330053号

平成19年3月30日

最終改正 医政発第0331001号

平成21年3月31日

各都道府県知事 }
各地方厚生局長 } 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の附帯業務について

昨年6月21日法律第84号をもって公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律のうち、医療法人に関する規定については、本年4月1日から施行されることとなった。

これに伴い、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件(平成19年厚生労働省告示第93号)が本年3月30日に告示され、同年4月1日から適用することとされたところである。

本改正により、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条各号の医療法人が行うことができる附帯業務のうち、社会福祉事業の実施(第7号)及び有料老人ホームの設置(第8号)については、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

また、医療法人が行うことができる附帯業務を別表のとおり取りまとめたので、附帯業務の実施に関し関係主管部局及び各市町村等との連携を図り、適正な運用に努められたい。

なお、医療法人の附帯業務に係る既往通知(別記)については、本通知で包括したため廃止する。

記

第1 改正の趣旨

医療サービスと福祉・住居サービスの融合により、地域における医療の重要な担い手である医療法人が必要なケアを切れ目なく提供できるよう、法第42条第7号に基

づき医療法人が行うことができる社会福祉事業の範囲について必要な見直しを行うとともに、法第42条第8号に規定する老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく有料老人ホームの設置を追加するものであること。

第2 改正の内容及び留意事項

1 附帯業務の改正の内容

医療法人の附帯業務として、次に掲げる業務を追加することとし、本年4月1日より実施することができるものとしたこと。

なお、従前「保健衛生に関する業務」（法第42条第6号）として行われてきたケアハウスに関しては、今後は法第42条第7号に基づき行われるものであること。

(1) 法第42条第7号関係

- ① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項中の以下各号に規定する第1種社会福祉事業のうち次に掲げるもの。

ただし、当該附帯業務（(ウ)を除く。）を行うことができるものは社会医療法人に限る。

(ア) 第1号

- ・生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護施設である宿所提供施設を除く。）を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

(イ) 第2号（児童福祉法（昭和22年法律第164号）関係）

- ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

(ウ) 第3号（老人福祉法（昭和38年法律第133号）関係）

- ・ケアハウス

(エ) 第3号の2（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）関係）

- ・障害者支援施設を経営する事業

(オ) 第6号（売春防止法（昭和31年法律第118号）関係）

- ・婦人保護施設を経営する事業

(カ) 第7号

- ・授産施設（生活保護法に規定する保護施設である授産施設を除く。）を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

- ② 社会福祉法第2条第3項各号に規定する第2種社会福祉事業のうち次に掲げるもの

(ア) 第1号

- ・生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

(イ) 第2号（児童福祉法関係）

- ・児童自立生活援助事業又は放課後児童健全育成事業
- ・子育て短期支援事業
- ・助産施設又は児童厚生施設を経営する事業
- ・児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

(ウ) 第3号（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）関係）

- ・母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び母子福祉施設を経営する事業

(エ) 第4号（老人福祉法関係）

- ・老人福祉センターを経営する事業

(オ) 第5号（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）関係）

- ・身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業
- ・身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業
- ・身体障害者の更生相談に応ずる事業

(カ) 第6号（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）関係）

- ・知的障害者の更生相談に応ずる事業

(キ) 第8号

- ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

(ク) 第11号

- ・隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

(ケ) 第12号

- ・福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（社会福祉法第2条第2項各号及び第3項第1号から第11号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

(コ) 第13号

- ・社会福祉法第2条第2項各号及び第3項第1号から第12号までの事業に関する連絡又は助成を行う事業

(2) 法第42条第8号関係

老人福祉法第29条第1項に基づく有料老人ホームの設置

2 留意事項

新たに1に掲げる事業を医療法人（(1)の①に掲げる事業（(ウ)を除く。）は社会医療法人に限る。）が行う場合にあっては、法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）の変更が必要であること。

なお、定款等の変更にあたっては、老人福祉法又は社会福祉法その他個別法で定められた所定の手続については、定款等の変更の認可後に行うこと。ただし、これらの手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い定款等の変更の認可日が後れることはやむを得ないこと。

また、組合等登記令（昭和39年政令第29号）第6条第1項の規定により、変更の登記が行われた際は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の12の規定により変更の登記の届出が適切に行われるものであること。

(別 記)

○老人訪問看護事業を行う医療法人について

（平成4年3月31日指第29号）

○医療法人の付帯業務に係る軽費老人ホーム（ケアハウス）の設置及び運営について

（平成6年2月7日指第9号）

○訪問看護事業を行う医療法人について

（平成6年9月9日指第62号）

○介護保険法の施行に係る医療法人の附帯業務の取扱い等について

（平成11年6月23日指第46号）

○介護保険法の施行に係る医療法人の附帯業務の取扱い等について

（平成11年7月15日事務連絡）

○医療法人の附帯業務の拡大について

（平成16年3月31日医政発第0331007号）

○医療法人の附帯業務の拡大について

（平成17年3月30日医政発第0330002号）

○医療法人の附帯業務の見直しについて

（平成18年3月31日医政発第0331001号）

○医療法人の附帯業務の見直しについて

（平成18年9月29日医政発第0929008号）

(別 表)

医療法人の附帯業務について

医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。(医療法第42条各号)

なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適当であること。

医療法第42条

第1号 医療関係者の養成又は再教育

- ・ 看護師、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師その他医療関係者の養成所の経営。
- ・ 後継者等に学費を援助し大学(医学部)等で学ばせることは医療関係者の養成とはならないこと。
- ・ 医師、看護師等の再研修を行うこと。

第2号 医学又は歯学に関する研究所の設置

- ・ 研究所の設置の目的が定款等に規定する医療法人の目的の範囲を逸脱するものではないこと。

第3号 医療法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設

- ・ 巡回診療所、医師又は歯科医師が常時勤務していない診療所(例えば、へき地診療所)等を経営すること。

第4号 疾病予防のために有酸素運動(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。)を行わせる施設であって、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置(疾病予防運動施設)

- ・ 附置される診療所については、
 - ① 診療所について、医療法第12条の規定による管理免除又は2か所管理の許可は原則として与えないこと。
 - ② 診療所と疾病予防運動施設の名称は、紛らわしくないよう、別のものを用いること。
 - ③ 既設の病院又は診療所と同一の敷地内又は隣接した敷地に疾病予防運動施設を設ける場合にあっては、当該病院又は診療所が疾病予防運動施設の利用者に対する適切な医学的管理を行うことにより、新たに診療所を設けなくともよいこと。

※「厚生労働大臣の定める基準」については、平成4年7月1日厚生省告示第186号を参照すること。

第5号

疾病予防のために温泉を利用させる施設であって、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防温泉利用施設）

- ・ 温泉とは温泉法（昭和23年法律125号）第2条第1項に規定するものであること。
- ・ 疾病予防のために温泉を利用させる施設と提携する医療機関は、施設の利用者の健康状態の把握、救急時等の医学的処置等を行うことのできる体制になければならないこと。

※「厚生労働大臣の定める基準」については、平成4年7月1日厚生省告示第186号を参照すること。

第6号

保健衛生に関する業務

- ・ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。
 - ① 薬局
 - ② 施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法に規定するもの。）
 - ③ 衛生検査所（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に規定するもの。）
 - ④ 介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法に規定するもの。）
 - ⑤ ホームヘルパー養成研修事業（地方公共団体の指定を受けて実施するもの。）
 - ⑥ 難病患者等居宅生活支援事業（地方公共団体の委託を受けて実施するもの。）
 - ⑦ 病児・病後児保育事業（地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの。）
 - ⑧ 介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは障害者自立支援法にいう障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター又は福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの。

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業

イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業

ウ 道路運送法第78条第3号又は第79条の規定による自家用有償旅客運送等

※ 介護保険サービス、障害福祉サービスとの関連性が求められ、保険給付の対象とはならず実費徴収の対象となる業務であること。例えば、「乗降介助」の際の移送事業部分の実費徴収、通所サービス等における遠隔地からの送迎費の実費徴収などについて、道路運送法の規定により許可を得て行う業務であること。

※ 道路運送法の許可を得ずに介護保険サービス又は障害福祉サービスの対象となる移送事業を行うことはできないこと。

※ いわゆる「介護タクシー」のように旅行や買い物といった介護保険サービス、障害福祉サービスとの関連性を有しない業務は当該有償移送行為に該当せず、医療法人の附帯業務ではないこと。

⑨ 介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業及び保健福祉事業のうち、別添において「保健衛生に関する業務」とするもの。

⑩ 助産所（改正法第2条に規定するもの。）

⑪ 歯科技工所（歯科技工士法に規定するもの。）

⑫ 福祉用具専門相談員指定講習（介護保険法施行令に規定するもの。）

⑬ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅の設置

⑭ 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第3条第6号に規定する高齢者専用賃貸住宅の設置。ただし、その居住者に対し、次に掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているものに限る。

(1) 居住者に対する生活指導や相談に応じるサービス

(2) 居住者の安否を定期的に確認するサービス

(3) 居住者の容体急変時における応急措置、医療機関への通報等の緊急時対応サービス

⑮ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第5号に掲げる特定労働者派遣事業であって、労働者派遣法第4条第1項第3号及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年

政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。)第2条第1項の規定により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務から除外されている労働者派遣で次に掲げるもの。

(1) 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に掲げる業務

- ア 労働者派遣法第2条第6号に掲げる紹介予定派遣をする場合
- イ 労働者派遣法第40条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合
- ウ 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に規定する施設又は居宅以外の場所で行う場合

(2) 労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務

- エ 派遣労働者の就業の場所が労働者派遣法施行令第2条第2項に規定するへき地にある場合
- オ 派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第20号)第1条第1項各号に掲げる場所(へき地にあるものを除く。)である場合(ただし、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の33の2第2項により、業として労働者派遣を行うことができる医療法人は、病院又は診療所を開設する医療法人に限る。)

⑩ 障害者自立支援法第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中一時支援事業(地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの。)

第7号 社会福祉法第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施

※ 平成19年3月30日厚生労働省告示第93号及び本通知の別添を参照すること。

※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項第2号の認定こども園(ただし、保育所型のみ。)の運営は、上記告示の第1に包括されること。

第8号 有料老人ホームの設置(老人福祉法に規定するもの。)

留意事項

1. 役職員への金銭等の貸付は、附帯業務ではなく福利厚生として行うこと。この

場合、全役職員を対象とした貸付に関する内部規定を設けること。

2. 第7号については、社会医療法人のみに認められるものがあること。
3. 定款等の変更認可申請とは別に、個別法で定められた所定の手続（許認可、届出等）を要する場合があること。この場合、個別法の手続の前に定款等の変更認可申請をする必要があるが、手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることは、やむを得ないこと。

○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け

・「施設法人」欄の記号…「○」は全施設法人が対象、「◎」は社会福祉法人のみが対象

・「区分」欄の記号…「本支」とは本事業種、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「医療」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等		施設法人	区 分	備 考
第一種社会福祉事業	生活保護法	救護施設					
		更生施設					
		生計困難者を無料又は定額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設			◎	告示	生活保護法上の保護施設である宿所提供施設を除く。
		生計困難者に対する助葬			◎	告示	
	児童福祉法	乳児院			◎	告示	
		母子生活支援施設			◎	告示	
		児童養護施設			◎	告示	
		知的障害児施設			◎	告示	※1. 各施設ごとに児童福祉法上の指定を受けること。 ※2. 定数等の変更手続は、原則として都道府県の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定数等の変更手続を並行して行う場合は、手続の重複状況に伴い、定数等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。
		知的障害児通園施設			◎	告示	
		盲ろうあ児施設			◎	告示	
		肢体不自由児施設			◎	告示	
		重症心身障害児施設			◎	告示	
		情緒障害児短期治療施設			◎	告示	
		児童自立支援施設			◎	告示	
	老人福祉法	養老老人ホーム					
		特別養老老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス			
		経費老人ホーム(注)			○	告示	(注)ケアハウスのみ可
	障害者自立支援法	障害者支援施設			◎	告示	
	労働者派遣法	婦人保護施設			◎	告示	
		授産施設			◎	告示	生活保護法上の保護施設である授産施設を除く。
		生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業			◎	告示	都道府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業等であって、社会福祉法による手続を経た事業
第二種社会福祉事業		生計困難者に対する金銭等供与			○	告示	
		生計困難者に対する生活相談			○	告示	
	児童福祉法	児童自立生活援助事業			○	告示	
		放課後児童健全育成事業			○	告示	
		子育て短期支援事業			○	告示	
		児童家庭全戸訪問事業			△	告示	
		養育支援訪問事業			△	告示	
		地域子育て支援拠点事業			△	告示	
		一時預かり事業			△	告示	
		小規模住居型児童養育事業			△	告示	
		助産施設			○	告示	
		保育所			○	告示	
		児童厚生施設			○	告示	
		児童家庭支援センター			△	告示	
		児童の福祉増進相談事業			○	告示	
	母子及び家族福祉法	母子家庭等日常生活支援事業			○	告示	
		孤婦日常生活支援事業			○	告示	母子及び家族福祉法の母子家庭等日常生活支援事業を附帯業務として行っている場合に限り。
		母子福祉施設			○	告示	

第二種社会福祉事業	老人福祉法	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護	○	告示	※3. それぞれサービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業所としての指定、又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。 ※4. 事業所としての指定を受け、既に附帯業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更は不要であること。 例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合（別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。） ※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業所の指定、又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定（委託）手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に依り、定款等の変更認可日が決まることはやむを得ないこと。
			地域密着型サービス事業	訪問対応型訪問介護	○	告示	
			介護予防サービス事業	介護予防訪問介護	○	告示	
		老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護	○	告示	
			地域密着型サービス事業	認知症対応型通所介護	○	告示	
			介護予防サービス事業	介護予防通所介護			
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護			
		老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護	○	告示	
			介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護	○	告示	
		小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護	○	告示	
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護			
		認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護	○	告示	
	地域密着型介護予防サービス事業		介護予防認知症対応型共同生活介護	○	告示		
	老人福祉センター			○	告示		
				○	告示		
				○	告示		
				○	告示		
	障害者自立支援法	障害福祉サービス事業		○	告示	※6. 障害福祉サービスの提供及び事業を行う事業所ごとに事業所としての指定が必要。定款等の変更手続は※2参照	
		相談支援事業		○	告示	※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は※2参照	
		移動支援事業		○	告示		
		地域活動支援センター		○	告示		
		福祉ホーム		○	告示		
	身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業		○	告示		
		手話通訳事業		○	告示		
		介助犬訓練事業		○	告示		
		聴導犬訓練事業		○	告示		
		身体障害者福祉センター		○	告示		
補装具製作施設			○	告示			
盲導犬訓練施設			○	告示			
視覚障害者情報提供施設			○	告示			
身体障害者の更生相談事業			○	告示			
知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談事業		○	告示			
障害者自立支援法附則	附則により、従前の例により運営できるとされた精神障害者社会復帰施設		○	告示	精神障害者生活支援施設、精神障害者更生施設、精神障害者福祉センター（附則）、精神障害者福祉センターで、平成23年度までの取組で定められた目的まで利用可能		
	生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付		○	告示			
	生計困難者のための無料・低額宿泊所等		○	告示			
	生計困難者のための無料・低額診療		○	本条			
	生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設		○	本条	介護保険法上の介護老人保健施設		
	隣保事業		○	告示			
	福祉サービス利用援助事業		○	告示			
	前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成		○	告示			

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法等以外

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法	区 分	備 考
			居宅サービス事業 訪問入浴介護 訪問看護(訪問看護ステーションに限る。) 訪問看護(訪問看護ステーションを除く。) 訪問リハビリテーション 居室療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。) 居室療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。) 通所リハビリテーション 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護(注) 福祉用具貸与 特定福祉用具販売	保健 本来 保健 本来 保健 本来 保健 保健 保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。
			居宅介護支援事業 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護(訪問看護ステーションに限る。) 介護予防訪問看護(訪問看護ステーションを除く。) 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居室療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。) 介護予防居室療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。) 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護(注) 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	保健 本来 保健 本来 保健 本来 保健 保健 保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。
			介護予防支援事業 地域密着型特定施設入居者生活介護(注) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。
			地域支援事業(注) 介護予防事業 介護予防ケアマネジメント事業 総合相談支援事業 権利擁護事業 包括的・組織的マネジメント事業 任意事業	保健	※8. 市町村から委託を受けて行う場合のみ可 (委託事業の実施に当たり、医療法人の非営利性に留意するとともに、契約及び委託契約書の内容に違反、抵触することはないこと。) ※9. 委託を受ける市町村名及び具体的な事業名称を定款等に記載する必要があること(例：〇〇市の委託を受けて行う〇〇事業(介護保険法にいう包括的支援事業)) ※10. 定款等の変更手続は、原則として市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、委託手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。
			保健福祉事業(注)	保健	※8、※9 と同じ扱い
			施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス	本来	